

部活動の新しい形へ

北区立中学校部活動 地域展開等推進計画

SPORTS
&
CULTURE



令和7年(2025年)3月
東京都北区教育委員会

《「地域連携」と「地域展開」》

部活動改革において、学校主体の部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施を「地域連携」、地域の団体等が主体となって実施する部活動を「地域展開」、「地域連携」と「地域展開」まとめて指し示す場合には「地域展開等」と呼びます。

学校主体の部活動	➡	「地域連携」	「地域展開等」
地域の団体等が主体となる部活動	➡	「地域展開」	

※北区では、これまで学校主体の部活動も地域団体等が主体となる部活動も「地域連携」と呼んできましたが、令和6年12月に実施された国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の方針に従い、名称の取り扱いを変更することとなりました。

このため、本計画内で個別の会議名称等は旧取り扱いのまま表記している箇所があります。

はじめに

中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における部活動は、教育課程外であるものの、大きな教育的意義を果たしてきた活動であり、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、その活動をとおして、それぞれの意欲の向上や責任感、自主性・自律性の育成に寄与するとともに、生徒同士の連帯感を高めるなど大きな役割を担っています。

しかし、今日では、社会・経済の変化等により、部活動を取り巻く状況に、大きな変化が見られるようになっていきます。

教員の働き方をめぐる課題が指摘されるなか、部活動の指導は、中学校教員の長時間勤務の主な要因と考えられることから、教員の負担軽減につながる実効性ある取組が求められています。

また、全国的に少子化による生徒数減少の影響を受けて、部員が集まらなかったり、教員の減少により指導体制が構築できなくなったりするなど、これまでと同様の体制では部活動を運営することが難しくなりつつあります。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域の連携・協働により、部活動の新たな形を構築し、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

このような社会変化の流れや時代の要請を受け、スポーツ庁、文化庁は、今まで部活動の運営主体となっていた学校が、地域のスポーツ・文化芸術団体などの多様な団体と連携できるよう部活動改革を進めてきました。

また、東京都も、国の方向性を踏まえ、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定するなど、未来へつなぐ部活動改革に取り組んでいます。

北区では、区立中学校に部活動指導員や部活動指導補助員を配置し、生徒への専門的な指導を実施するとともに、教員の負担軽減に取り組んできました。

令和6年度には、有識者による「北区立中学校部活動地域連携検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、今後の北区の部活動のあり方について検討を重ねてきました。

その成果として、国や東京都の方針に留意しつつ、検討会議における議論を踏まえながら、これからの時代にふさわしい北区の部活動のあり方を整理し、「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」として、まとめました。

北区の部活動は、地域との連携による新たな仕組みを構築し、未来を見据えた持続的かつ発展的で、より一層充実した活動を目指してまいります。

令和7年（2025年）3月

北区教育委員会

目 次

第 1 章 国や東京都の動向	1
第 2 章 北区の現状と課題	4
1 部活動の現状.....	4
2 少子化の影響による中学校生徒数の減少	5
3 学校の部活動を取り巻く現況.....	5
4 アンケート分析.....	7
5 部活動地域展開等に向けた課題やポイント.....	21
第 3 章 北区における部活動の地域展開等のあり方	23
1 部活動の地域展開等の方向.....	23
2 部活動改革の方策	24
第 4 章 事業展開	25
1 部活動指導員の拡充	26
2 部活動指導補助員の拡充	26
3 合同部活動の実施	27
4 地域クラブ活動の導入	27
5 今後のスケジュール	31
参考資料	32
1 検討会議	32
2 事務局	36

第1章 国や東京都の動向

部活動は、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に寄与してきました。

一方で、少子化の進展とともに、教員の働き方改革が進むなかで、部活動を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

こうした状況を踏まえ、スポーツ庁、文化庁及び東京都は、中学校の部活動改革に向けた方向性や考え方を示してきました。

平成30（2018）年にスポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、部活動改革の大きな契機となっています。

○「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）

スポーツ庁・文化庁は、平成30（2018）年に「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

同ガイドラインは、少子化に伴う生徒数の減少で、部活動の従前と同様の運営が難しくなっている現状や、教員の過重な時間外労働を改善するため、部活動適正化に向けた方策を掲げました。具体的には、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進めるよう指針を示しました。

○「部活動に関する総合的なガイドライン」（東京都）

東京都は、令和元（2019）年度に「部活動に関する総合的なガイドライン」を策定しました。適切な部活動運営に向け、部活動の教育的意義やあり方に関する方針、重大事故防止等に向けた安全対策、健康面での留意事項を示しました。

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）

スポーツ庁と文化庁は、それぞれ令和3（2021）年10月と令和4（2022）年2月に、「運動部活動（文化部活動）の地域移行に関する検討会議」を設置しました。各検討会議から、スポーツ庁・文化庁へ提出された、「運動部活動（文化部活動）の地域移行に関する検討会議提言」によると、まずは、基本方針として、休日の部活動から段階的に地域移行していくことなどが示されました。

この提言を受け、スポーツ庁・文化庁は、令和4（2022）年12月に両庁合同で「学

校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。同ガイドラインは、平成30（2018）年のスポーツ庁と文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定したものです。

このガイドラインは、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動のあり方とともに、新たに地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示するなど、具体的な今後の部活動のあり方を示しています。

○「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（東京都）

東京都は、令和5（2023）年3月に、前年の国のガイドラインの策定を受け、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、令和元（2019）年のガイドラインに加え、新たな地域クラブ活動や学校部活動の地域連携とともに、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備のあり方などについて、基本的な考え方を示しました。

○「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（東京都）

東京都は、令和5（2023）年3月に「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定しました。この計画は、改革推進期間において、都内公立中学校等の休日における地域クラブ活動への移行をより推進するために作成されました。その後、令和6（2024）年3月に、各地区の取組状況を踏まえ、部活動改革の一層の推進を目指し、改訂版が策定されました。

〈国と東京都における経過〉

	国	東京都
平成30年 3月 (2018年)	【スポーツ庁】 ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 【文化庁】 ・文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン	
令和元年 7月 (2019年)		・部活動に関する総合的なガイドライン
令和3年 10月 (2021年)	【スポーツ庁】 ・運動部活動の地域移行に関する検討会議	
令和4年 2月 (2022年)	【文化庁】 ・文化庁活動の地域移行に関する検討会議	
令和4年 12月 (2022年)	【スポーツ庁・文化庁】 ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン	
令和5年 3月 (2023年)		・学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン ・学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画
令和6年 3月 (2024年)		・学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（令和6年3月改訂版）

第2章 北区の現状と課題

1. 部活動の現状（令和6年7月調査※1）

（1）設置数

部活動は、北区立中学校及び義務教育学校後期課程の全12校において、合計170部活動設置されています（前年度と比べて3つの部活動が減少）。

そのうち運動部は100部活動、文化部は70部活動設置されています。

（2）所属生徒数

部活動に所属している生徒は、計延べ4,086名です（前年度と比べて37名減少）。

運動部は2,602名、文化部が1,484名となっています※2。

（3）部員数の多い種目

部員数の多い種目は、運動部及び文化部それぞれ以下のとおりです（上位10種目）。
なお、これらの種目が設置されていない学校もあります。

（単位：人）

運動部		文化部	
バスケットボール	516	吹奏楽・ブラスバンド	338
ソフトテニス	448	美術	335
バレーボール	397	家庭	105
卓球	286	演劇	84
バドミントン	247	英語	77
陸上競技	227	ボランティア	70
軟式野球	197	科学	42
サッカー	124	理科	37
水泳	46	技術	36
剣道	28	茶道	35

※1 令和6年7月に北区立中学校及び義務教育学校後期課程の全12校を対象に実施した「令和6年度中学校部活動状況調査」による。

※2 兼部している生徒は、重複して計算。

2. 少子化の影響による中学校生徒数の減少

北区における中学生対象学年（1月1日現在で13歳～15歳）の人口は、6,803人です（令和6年1月現在）。40年前の昭和59年と比較すると、半数以下に減少しています。

過去40年を見ると、平成20年の5,941人が、最も少ない人数となっています。

その後、北区全体の人口が増加するなかで、緩やかに増加しているものの、大きな伸びを見込む要因は、見出せません。

このことから、北区における中学校生徒数は、引き続き、伸び悩む傾向が続くものと思われます。



（北区人口統計表より）

3. 学校の部活動を取り巻く現況

生徒が自主的、自発的に参加し行われる部活動は、課外活動でありながらスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。

また、部員同士、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成につながるものであり、そういった意味でも部活動は、学校教育の一環としてとして価値あるものであるといえます。

しかしながら、中学校の部活動は、ここ数十年の少子化による生徒数の減少を受けて、かつては部員数が多かったスポーツの種目でさえ、人数が足りないため大会に参加できなかったり、十分な練習ができなかったりする状況も見られます。特に、小規模校であるほど部活動運営が厳しくなっており、部活動によっては、休部や廃部をせざるを得ない状況となってきました。

一方で、学校における働き方を見直す改革が進むなかで、教員の負担軽減に向けた

業務の見直しが求められており、指導する側にも人数や時間的な課題が生じています。

さらに、多数の教員が部活動指導に大きな負担を感じており、教員の負担軽減の観点でも対策が求められています。

北区では、こうした課題に対応するため、令和2年度から段階的に部活動指導員を配置し、外部人材を活用した部活動指導を進めてきました。部活動指導員の導入から4年経ち、制度の浸透とともに、従来から設置していた部活動指導補助員を含めて、学校側からの指導者への要望も高まっています。

4. アンケート分析

(1) 概要

北区教育委員会では、中学校部活動への要望等を把握するため、区立小学校6年の児童及びその保護者、区立中学校の生徒及びその保護者、区立中学校の教員を対象に、令和6年7月5日から同月31日まで、「Googleフォーム」を用いてアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

対象	対象者数	回答数	回答率
小学6年生	2,237人	1,178人	52.7%
小学6年生保護者	3,095人	934人	30.2%
中学生	4,702人	1,466人	31.2%
中学生保護者	4,901人	1,288人	26.3%
中学校教員	341人	159人	46.6%
合計	15,276人	5,025人	32.9%

アンケート調査結果の詳細は、以下のページをご参照ください。

詳細結果URL 二次元コード	https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/schools/1018262/1017234.html	
-------------------	---	---

(2) 回答結果

主な回答結果は以下のとおりです。なお、表中の着色は下表のとおりです。

35%未満	35%～64%	65%以上
-------	---------	-------

※ 「上位10種目」と記載がある設問において、同一順位の種目が複数あった場合には、表中に10以上の種目が記載されている場合があります。

① 小学6年生：中学生になったら入ってみたい部活動は何か。

(ア) 運動部（上位10種目）

運動部	小学6年生	男子のみ	
		男子のみ	女子のみ
種目	バドミントン	バドミントン	バドミントン
	バレーボール	バレーボール	サッカー
	サッカー	サッカー	陸上競技
	バスケットボール	バスケットボール	バスケットボール
	陸上競技	卓球	バレーボール
	ソフトテニス	陸上競技	ソフトテニス
	軟式野球	ソフトテニス	ダンス
	卓球	軟式野球	卓球
	ダンス	剣道	軟式野球
	剣道	水泳	水泳

※ 進学先を北区立中学校とした回答について、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。

(イ) 文化部（上位10種目）

文化部	小学6年生	男子のみ	
		男子のみ	女子のみ
種目	吹奏楽・ブラスバンド・演奏	吹奏楽・ブラスバンド・演奏	吹奏楽・ブラスバンド・演奏
	家庭	家庭	家庭
	理科	理科	理科
	美術	ボランティア	美術
	演劇	美術	演劇
	ボランティア	演劇	英語
	英語	英語	合唱
	合唱	合唱	ボランティア
	eスポーツ・プログラミング・PC	eスポーツ・プログラミング・PC	茶道
	茶道	鉄道	華道
	鉄道		

※ 進学先を北区立中学校とした回答について、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。

ポイント
▶男女ともに、バドミントンや吹奏楽・ブラスバンド・演奏が多く、小学校のクラブ活動からの継続を希望する児童が多いと推察されます。 ▶運動部において、男女共通してバドミントン、バレーボール、サッカー、バスケットボール、男子は卓球、女子は陸上競技に需要が多くあることが分かりました。 ▶文化部において、男女共通して吹奏楽・ブラスバンド・演奏、家庭、理科、男子はボランティア、女子は美術に需要が多くあることが分かりました。

② 中学生：合同部活動や地域クラブ活動で入りたい部活動は何か。

(ア) 運動部（上位10種目）

運動部	中学生		
		男子のみ	女子のみ
種目	バドミントン	バドミントン	ダンス
	ダンス	バレーボール	バドミントン
	水泳	野球	水泳
	バレーボール	サッカー	硬式テニス
	硬式テニス	水泳	弓道
	サッカー	硬式テニス	剣道
	野球	卓球	チアダンス
	弓道	陸上	卓球
	卓球	剣道	空手
	剣道	空手	柔道
	陸上	硬式野球	
		ハンドボール	

※ 現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。

(イ) 文化部（上位10種目）

文化部	中学生	男子のみ	
		男子のみ	女子のみ
種目	軽音	eスポーツ・プログラミング・PC	軽音
	eスポーツ・プログラミング・PC	軽音	演劇
	音楽	音楽	音楽
	演劇	模型	吹奏楽
	吹奏楽	ゲーム	かるた
	茶道	茶道	合唱
	料理	ボランティア	料理
	イラスト	料理	イラスト
	かるた	理科	書道
	書道	鉄道	家庭
	合唱	生物	茶道
		カードゲーム	調理
		科学	手話
			写真

※ 現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。

※ 生徒の自由記述を可能な限りそのまま集計しているため、「軽音」、「音楽」、「吹奏楽」など類似する種目があります。

ポイント
▶男女ともに、バドミントン、軽音が多く、それらの部活動がない学校において需要が多くありました。 ▶運動部において、男女共通してバドミントン、水泳、男子はバレーボール、野球、サッカー、女子はダンス、水泳、硬式テニスに需要が多くあることが分かりました。 ▶文化部において、男女共通して軽音、eスポーツ・プログラミング・PC、音楽、男子は模型、女子は演劇、吹奏楽に需要が多くあることが分かりました。 ▶また、現在所属している部活動を選んだ理由を問う設問において、選択肢「やりたいと思っていた部活動が学校になかったから（学校にある部活動の中から選んだ）」を選んだ数は158人で、回答者数に占める割合の11%でした。この調査結果で回答が多かった種目を始め、需要の受け皿の整備が課題となります。

- ③ 児童・生徒・保護者：部活動に求めるもの（児童・生徒）・部活動に期待するもの（保護者）

	小学6年生	小学6年生 保護者	中学生	中学生 保護者
楽しさ	66%	61%	65%	54%
仲間との 交流	42%	82%	42%	76%
技術向上	30%	25%	39%	31%

※ 複数回答可の設問のため、回答者数における割合を記載しました。

ポイント
▶児童・生徒は「楽しさ」、保護者は「仲間との交流」を多く選択しました。一方、「技術向上」は回答数の3割程度となりました。 ▶技術向上のみを目指すのではなく、楽しく仲間と交流する機会を部活動に求めていることが見受けられます。

- ④ 児童・生徒・保護者：先生以外の資格のある指導者から専門的な指導を受けてみたいと思うか（児童・生徒）・教員以外の資格のある指導者から専門的な指導を受けさせてみたいと思うか（保護者）

	小学6年生	小学6年生 保護者	中学生	中学生 保護者
肯定的	62%	87%	65%	79%
消極的	17%	3%	17%	7%

肯定的な回答： 思う、やや思う

消極的な回答： 思わない、あまり思わない

ポイント
▶児童・生徒は6割程度、保護者は8割程度が外部の専門的な指導を求めていることが分かりました。 ▶一方で、消極的な回答が児童・生徒に2割弱あり、一定数が現状に満足していることが伺えます。

⑤ 児童・生徒・保護者：合同部活動や地域クラブ活動を選択してみたいと思うか。

	小学6年生	小学6年生 保護者	中学生	中学生 保護者
肯定的	55%	87%	57%	86%
消極的	16%	9%	25%	9%

肯定的な回答：どちらでもやりたいものがあるなら参加したい・させたい、合同部活動に参加したい・させたい、地域クラブ活動に参加したい・させたい。

消極的な回答：部活動に参加しない・しなくてよい、希望する部活動は自分の学校にないなら参加しない・しなくてよい。

ポイント
▶ 肯定的な回答が半数以上を占め、合同部活動や地域クラブ活動を肯定的に捉えていることが分かります。特に、保護者は肯定的な回答が多く、生徒が参加したい種目があれば、参加させたいという回答でした。 ▶ 一方、中学生は25%が消極的な回答をしており、一定数が現状に満足していることが伺えます。 ▶ また、「分からない・答えたくない」を選択した児童・生徒が小学6年生28%、中学生17%おり、合同部活動や地域クラブ活動そのものの制度理解が課題となります。

⑥ 児童・生徒・保護者：他校の生徒と合同で活動することについてどう思うか。

	小学6年生	小学6年生 保護者	中学生	中学生 保護者
肯定的	54%	87%	58%	84%
消極的	29%	10%	32%	12%

肯定的な回答：合同で活動してみたい・合同での活動に賛成、どちらかという
と活動してもよい。

消極的な回答：不安がある、自校の生徒とだけ活動したい・活動してほしい

ポイント
▶肯定的な回答が半数以上を占め、他校の生徒との活動を肯定的に捉えていることが分かります。特に、保護者は肯定的な回答が多く、生徒が参加したい種目があれば、参加させたいという回答でした。 ▶一方、児童・生徒は3割程度が消極的な回答をしており、一定数が不安を感じていたり、自校の生徒とだけ活動したいと感じていたりすることが伺えます。

- ⑦ 児童・生徒・保護者：合同部活動や地域クラブ活動にどのエリアまでなら参加してよいか。

	小学6年生	小学6年生 保護者	中学生	中学生 保護者
徒歩圏内 よりも広い エリアまで	66%	76%	65%	71%
区内	19%	12%	18%	14%
バス電車	20%	17%	18%	15%
自転車	27%	47%	29%	42%
徒歩圏内	9%	20%	14%	22%

ポイント
▶ 徒歩圏内よりも広いエリアまでを選んだ回答数が半数以上を占めました。中でも「自転車」を選択する割合が高く、自転車利用の安全性や会場での駐輪場確保が課題となります。 ▶ 一方で、保護者は広域の移動に慎重で、「自転車」と「徒歩圏内」を選ぶ傾向が強く、より身近なエリアでの参加を希望していました。保護者の理解を得られるような会場確保が課題になります。

- ⑧ 保護者：地域クラブ活動への参加にあたり、年間いくらまでなら費用負担してもよいか。
- ⑨ 保護者：現在の部活動で年間いくら費用負担をしているか。

地域クラブ活動への参加			現在の部活動		
年額	小学6年生 保護者	中学生 保護者	年額	中学生 保護者	
無料（0円）	10%	6%	無料（0円）	14%	
1円～ 12,000円	40%	47%	1円～ 12,000円	48%	
12,001円～ 18,000円	13%	16%	12,001円～ 24,000円	15%	
18,001円～ 24,000円	18%	16%	24,001円～ 36,000円	8%	
24,001円 以上	13%	9%	36,001円 以上	2%	
平均（約）	年 額	18,500 円	平均（約）	年 額	15,200 円
	月 額	1,550 円		月 額	1,270 円

※ 平均額の算出にあたり、最大年額を48,000円と仮定しました。

ポイント
▶地域クラブ活動への参加にあたって「無料」を選択した割合は少ないことから、費用負担を許容する結果となり、平均額は月額1,500円前後でした。 ▶一番多く回答があった金額帯は、いずれも「年額1円～12,000円（平均月額1円～1,000円）」でした。 ▶中学生保護者は、地域クラブ活動への参加にあたって現在の部活動と同額程度以上の費用負担を許容する結果となりました。 ▶この結果から、地域クラブ活動の運営費用を利用者負担のみでは賄うことができないため、それ以外から補う必要性が高いことが分かります。

- ⑩ 中学校教員：担当している部活動の数は。
- ⑪ 中学校教員：週7日あたりの担当している部活動への対応日数は。

	中学校教員			
現在担当 している 部活動	ある			ない
	90%			10%
週7日 あたりの 部活動への 対応日数	4日以上	3日	2日	—
	50%	13%	17%	

ポイント
▶ 9割の教員が部活動を担当し、その内の半数が週4日以上対応していました。 ▶ 部活動以外の職務がある中で多くの時間を部活動に割いている実態が明らかになりました。

- ⑫ 中学校教員：部活動に負担を感じているか。
- ⑬ 中学校教員：今後、部活動に携わりたいと思うか。

	中学校教員		中学校教員
	部活動に負担		今後、部活動に携わりたいか
感じる を含む回答	68%	肯定的	30%
感じない を含む回答	20%	消極的	51%

「感じる」を含む回答：感じる、どちらかというと感じる

「感じない」を含む回答：感じない、どちらかというと感じない

肯定的な回答： 思う、やや思う

消極的な回答： 思わない、あまり思わない

ポイント
▶負担を感じている割合が高く、今後部活動に携わることに消極的な回答が多かったことから、教員に大きな負担を強いていることが分かります。 ▶一方で、負担に感じないという回答や今後も部活動に携わりたいという回答も一定数あり、双方の需要に応えられるような体制の構築が課題になります。

⑭ 中学校教員：部活動の地域連携や地域クラブ活動を進めるにあたっての印象は。

		中学校教員	
		部活動の 地域連携	地域クラブ 活動
進めるべき を含む回答	教員の負担軽減になるため、進めるべき	80%	68%
	生徒が専門的な指導を受けることができるため、進めるべき	58%	55%
	生徒が学校外にも居場所ができるため、進めるべき	—	21%
抵抗がある を含む回答	外部の指導者が学校に入ることに抵抗がある	9%	—
	学校外の活動に不安がある	—	11%
	自分自身が部活動に携わりたいので、抵抗がある	8%	6%

ポイント
▶「進めるべき」という回答が多くなりました。特に、「教員の負担軽減になるため、進めるべき」という選択肢を選ぶ教員が多く、負担軽減策として期待されていることが分かります。 ▶一方、「抵抗がある」という回答も1割程度ありました。教員と指導者との連携を課題とする回答や、教員自身が携わり続けたいという回答もあり、指導者との連携体制の構築や兼職兼業制度の整備を進めていく必要性が明らかになりました。

- ⑮ 中学校教員：教員の代わりに部活動指導員や部活動指導補助員に指導してほしいか。
- ⑯ 中学校教員：休日だけでも地域クラブ活動として地域の団体に指導してほしいか。
- ⑰ 中学校教員：休日の地域クラブ活動に兼職兼業制度を利用して参加したいか。

	中学校教員		
	部活動指導員・ 部活動指導 補助員に 指導してほしい	地域クラブ活動 として 地域団体に 指導してほしい	地域クラブ活動 兼職兼業制度で 参加したい
肯定的	72%	52%	30%
消極的	10%	22%	44%

肯定的な回答：思う、やや思う、すでに部活動指導員または部活動指導補助員が配置されている

消極的な回答：思わない、あまり思わない

ポイント
▶部活動指導員や部活動指導補助員の指導、地域クラブ活動としての地域団体の指導に肯定的な教員が多く、教員の負担軽減を望む回答が多い結果となりました。 ▶一方、教員が携わり続けることになった場合に教員の負担軽減にならないのではないかといった懸念や、教員自身が部活動に参加したいという回答がありました。教員の負担軽減を図りながら、生徒や指導に係る情報の連携と地域主体の運用の両立を目指すことが課題です。 ▶また、兼職兼業制度について一定の需要があることから、制度の整備を進めていく必要性があります。

5. 部活動地域展開等に向けた課題やポイント

前述のアンケート結果から、下表のとおり課題を整理します。

〈主な課題とポイントまとめ〉

区 分	課 題	ポイント
児 童 生 徒 保 護 者	やりたかった部活動が学校にないこと	・ 部活動の地域展開等の推進
	専門的な指導への要望	・ 指導者の確保
	他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応	・ 段階的に地域展開等を進める ・ 制度理解の促進
	自校以外の活動場所への移動	・ 移動時の安全性と駐輪スペースの確保
	地域クラブ活動への費用負担	・ 適正な金額設定
教 員	部活動への負担感	・ 外部指導者の導入
	地域展開等に抵抗がある教員への対応	・ 生徒の安全の確保 ・ 希望する教員が部活動に従事できる体制の構築

(1) 児童・生徒・保護者の課題

児童・生徒の希望する部活動が学校にないことや、専門的な指導への要望が高いことから、新たなスポーツや文化の活動機会が求められています。

一方で、他校生と合同での活動に不安を感じるという回答も少なからずあり、生徒が安心して活動できるような環境の整備や丁寧な周知をしながら、段階的に地域展開等を進めていく必要があります。

また、地域クラブ活動を導入する際、参加者の費用負担は、アンケート結果と他

自治体の設定額を参考に、適正な金額を設定しなければなりません。

（２）教員の課題

部活動への負担を感じている教員は多く、中には部活動に携わりたくないと感じている教員も少なくありません。教員に代わる外部指導者の導入により、放課後や休日の部活動従事の負担軽減や他の職務に充てられる時間の確保が求められています。ただし、生徒の安全が図られるよう制度設計をしなければなりません。

一方で、自身が部活動に携わりたいという教員も一定数います。希望する教員が部活動に従事できる体制の構築が必要となります。

第3章 北区における部活動の地域展開等のあり方

1. 部活動の地域展開等の方向

前章で述べたとおり、部活動において、子どものニーズをすくい切れていないことや指導者の確保などが課題となっています。これらの課題に対応すべく、これからの時代にふさわしい部活動環境の整備を進めます。

(1) 生徒のニーズに合った活動機会の確保

学校ごとに活動できる部活動は様々であり、通う学校に入りたい部活動がない場合もあります。生徒数の減少や顧問教員の不足・異動などにより、部活動として成り立たせることが難しいという理由で、せっかく生徒がスポーツや文化活動に興味をもっていながら、それらに触れる機会を逃さないようにしなければなりません。

そのため、北区では生徒のニーズを把握し、生徒が本当にやりたい部活動に参加できるよう環境整備を進めます。

(2) 教員の部活動への負担軽減

部活動指導は、競技経験のない教員が指導しなければならなかったり、休日も含めた活動や大会の引率などが中学校教員の長時間勤務の主な要因としても考えられたりすることから、教員の負担軽減につながる実効性ある取組が求められています。

教員が働きやすい環境づくりのために、教員の部活動への意向を取り入れた運営環境の整備を進めます。

(3) 生涯にわたる活動の契機づくり

部活動の実施にあたっては、技術や能力向上に偏ることなく、「持続的に楽しく参加できる活動」を目指します。

人生100年時代を見据え、生涯にわたり興味を持ち続け、末永く継続できるよう、きっかけとなる機会の提供を目指します。

また、様々な特性や配慮を要する生徒であることにかかわらず、だれもが一緒に参加できる活動内容を提供できるよう努めます。

(4) 地域との交流促進による新たな価値の創出

部活動を支える環境に地域の主体が参画することで、地域における多様な人材や様々な世代との交流が促進され、地域のさらなる活性化と、生徒の豊かな人間性や創造性の涵養を図るなど、部活動に新しい価値が創出されることを目指します。

2. 部活動改革の方策

前項で挙げた4つの方向に向けて、「既存部活動の充実」と「地域クラブ活動の創設」を基本方針とし、部活動改革を進めます。

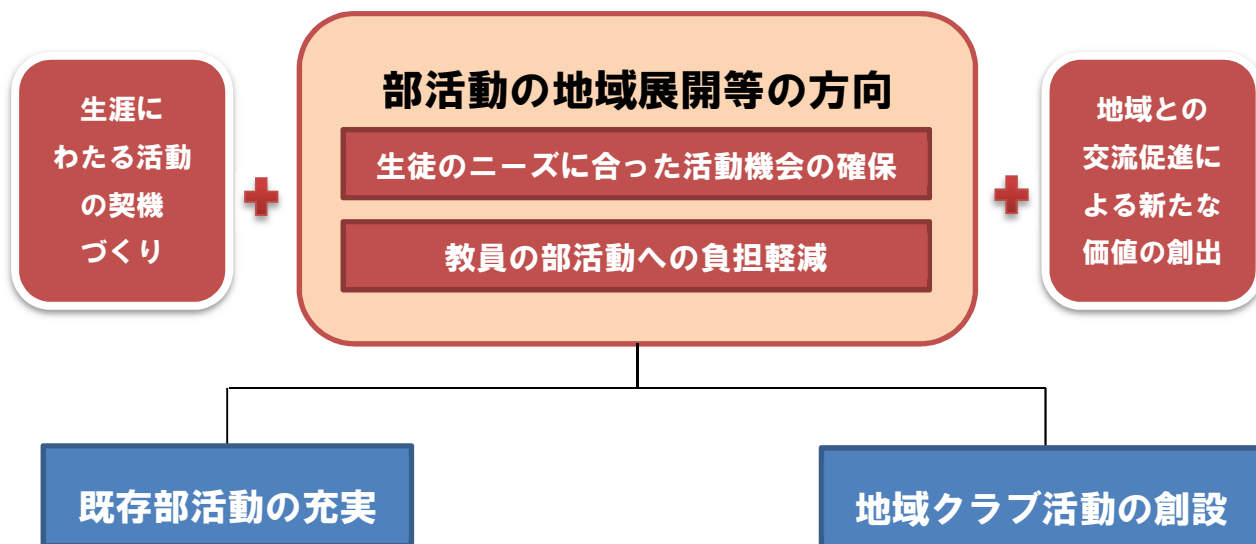
(1) 既存部活動の充実

アンケート結果のとおり、教員が部活動指導に大きな負担を感じていることから、既存部活動の中で学校が必要と認める部活動については、外部の指導者を適宜導入し、教員の負担軽減を図ります。加えて、人数が足りないために大会への参加や満足な活動ができない部活動や、指導者がいないために活動できない部活動については、近隣の学校と合同で部活動を実施できるよう学校間の調整を進めます。

一方で、部活動に熱意をもって取り組んでいる教員がいます。こうした教員による指導は、生徒の意欲や責任感、連帯感等、高い教育的効果を発揮することから、各校の部活動の状況を注視しつつ、部活動によっては従前の形態を維持することを検討します。

(2) 地域クラブ活動の創設

やりたかった部活動が学校になかったという意見や希望する部活動が進学予定先の中学校にないというアンケート結果から、現在の北区の部活動では、子どもたちのニーズをすくいきれていないことがわかります。区内の中学生がスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やせるよう、子どもたちのニーズを把握したうえで、学校の枠を超えた地域クラブ活動の設置を順次進めます。



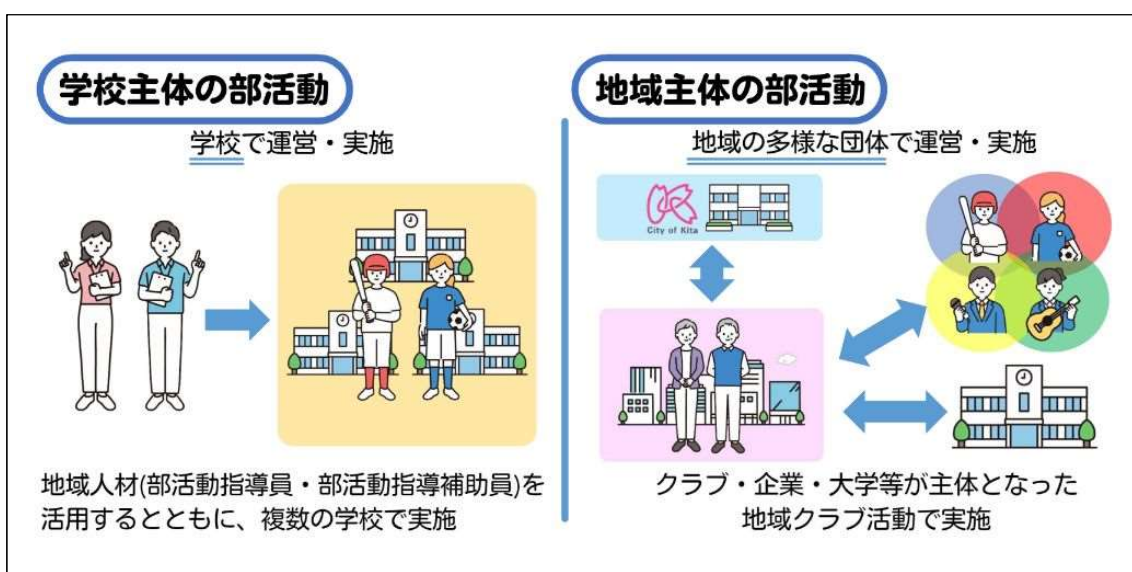
部活動改革の方策

(北区の部活動地域展開等体系図)

第4章 事業展開

部活動が、本来の目的を十分に果たすことのできるよう、また生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動改革に取り組みます。

学校を主体とした部活動（部活動指導員・部活動指導補助員の拡充、合同部活動の実施）を充実していくとともに、**地域が主体となって実施する部活動**（地域クラブ活動）を導入します。



学校主体の部活動

位置付け

教育課程外の「学校教育活動」として、学校の責任下で行われる活動

運営主体	学校
指導者	教員＋地域人材
参加者	生徒又は複数校の生徒
主たる会場	当該校の施設

地域主体の部活動（地域クラブ活動）

位置付け

社会教育法上の「社会教育」の一環として、地域クラブ活動の運営主体が行う活動

運営主体	地域団体等
指導者	地域団体等のスタッフ
参加者	区立学校の生徒
主たる会場	学校施設や公共施設等

1. 部活動指導員の拡充

部活動指導員は、運動部活動や文化部活動の指導、大会や練習試合の引率など部活動の運営・管理等の職務に従事しています。部活動指導員は、教員の働き方改革の一環として負担軽減を図るために、学校の要望を踏まえ、特に専門性の高い指導が必要となる部活動を中心に配置してきました。

部活動指導員は、人材の確保が課題となりますが、教員の働き方改革に資するとともに、生徒のニーズを踏まえ、現在ある部活動を可能な限り維持するため必要な人材です。アンケート結果において、教員以外の専門性の高い指導者から指導を受けたいという肯定的な回答の割合は、児童・生徒や保護者から高いニーズが見られることから、より一層の配置拡充を図る必要があります。

今後は、下の表のとおり部活動指導員の人数を拡充し、区全体として、各中学校に2名の配置を目指します。

なお、令和9年度以降は、部活動の持続可能な運営体制を維持するための人材確保を確実にし、学校側が望む部活動種目の指導員を適材適所に配置できるように、民間企業、スポーツ団体等の人材を活用した配置も検討します。

<部活動指導員拡充予定>

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4名拡充 累計16名	2名拡充 累計18名	2名拡充 累計20名	民間委託等を検討

2. 部活動指導補助員の拡充

部活動指導補助員は、専門的な知識や技能を用いて顧問教員の指導方針のもとに適切な指導・協力ができる、学校長が指導依頼をした者であり、中学校で顧問教員や部活動指導員の補助を行っています。部活動指導員とは異なり、補助員単独での学校外の活動（大会・練習試合等）の引率等はできませんが、顧問教員や指導員との同行は可能としており、生徒に対する専門的な指導など、部活動の円滑かつ効率的な推進に寄与しています。

あくまで指導補助を行う人材のため、部活動の実施には顧問教員の関与が一定程度残るものの、部活動指導員と同様に部活動の休部や廃部を防止することによる生徒の部活動参加の機会確保や、教員の負担軽減に向けて、さらなる部活動指導補助員の拡充を進めていきます。

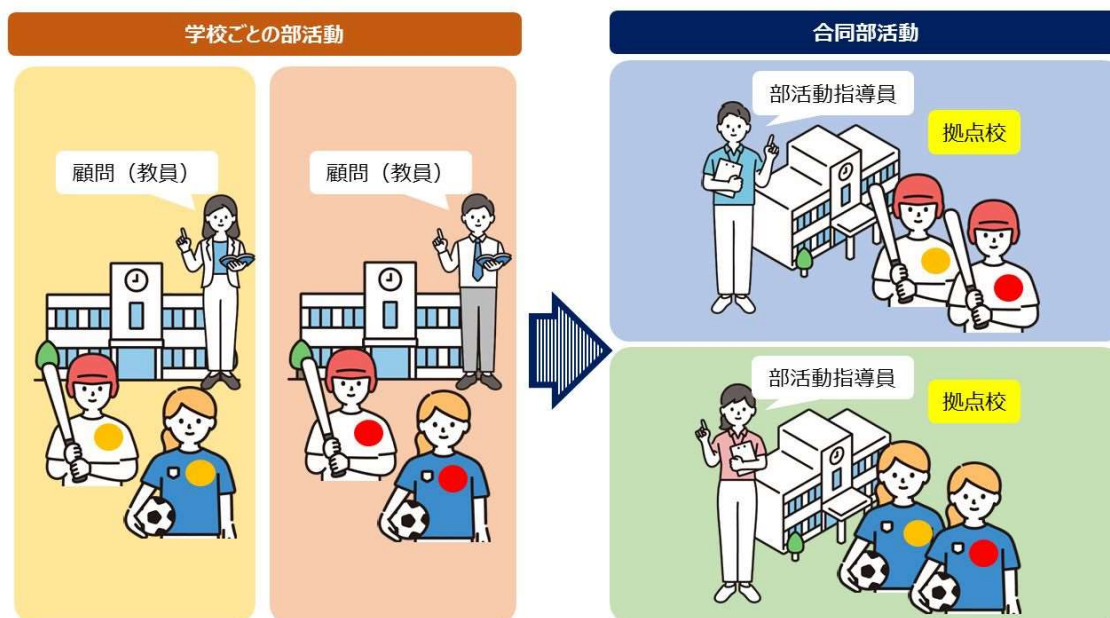
3. 合同部活動の実施

部員数が競技実施人数に満たない部活動は、運営ができないため、休部等の処置をとらざるを得なくなります。

このため、休部等を可能な限り防ぎ、現在ある部活動を維持するため、中学校の部活動については、合同で部活動を実施できる体制を整備し、「合同部活動」として実施していきます。

どの種目の部活動を合同にするかは、生徒のアンケート結果を参考にするなど、各校の実態を踏まえて決めます。

合同部活動の指導者は、教員、部活動指導員、民間企業や各団体からの指導経験のある人材を想定しています。ただし、教員については、負担軽減を図る観点から本人の意向を踏まえた上で判断します。



(合同部活動イメージ図)

4. 地域クラブ活動の導入

地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」の一環として実施される学校外における活動であり、地域クラブ活動の運営主体が行う教育活動です。

区は、子どもたちがスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やせるよう、地域クラブ活動を導入します。

(1) 活動内容

アンケート結果に基づき、生徒からニーズの高い種目を対象として、地域クラブ活

動を順次設置します。子どもたちは学校の枠を超えて、地域クラブ活動に参加することにより、新しい活動に触れるとともに他校生との交流を深めることができます。

また、令和5年度から、地域クラブとして中学校体育連盟主催の大会参加が可能となる仕組みが整備されたことを踏まえ、大会にも参加できるよう支援していきます。

ただし、学校部活動と地域クラブ活動の両方から大会参加が求められた場合は、生徒の意思を尊重します。

（２）対象者

地域クラブ活動の導入にあたって、参加可能とする対象者は、区内の区立中学校の希望生徒に対象を限定します。

すでに学校部活動に所属している生徒も参加可能とするとともに、様々な特性や配慮を要する生徒も参加できるよう仕組みを構築していきます。

地域クラブ活動が定着し、安定的な運営が見込まれるようになった際は、区内在住・在学の国・公立・私立中学生や小学校高学年児童などへ、対象拡充を図ることを検討します。

また、地域クラブ活動は、学校単位の活動から地域の活動へと、範囲の制約なく活動できる利点を踏まえ、区境の生徒が隣の区の活動に参加できるよう、近隣区と連携を図ることも検討していきます。

（３）活動時間

導入初期にあたっては、原則として休日を中心に、週１日活動することとします。

実施状況を見ながら、平日も実施するなど、活動日数を増やしていきます。

なお、国のガイドラインを踏まえ、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活が送れるよう休養日等を設置します。

〈適切な休養日等の設定（国ガイドラインより）〉

休養日

- ・ 週当たり２日以上休養日を設ける
（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上）
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える
- ・ 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける

活動時間

- ・ 平日は長くとも２時間程度
- ・ 学校の休業日は長くとも３時間程度

(4) 活動場所

区内における区立小・中学校をはじめ、区立体育館、文化センター、地域団体や民間事業者等が有する施設等を想定しています。

また、多くの活動場所が多様な種目を実施できるよう、区内の大学や私立中学校と連携・協力を図ることを目指していきます。

(5) 運営主体

運営主体の団体は、国のガイドラインに従い、その団体の管理責任のもと、指導いただきます。受け皿となりうる地域団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学などが想定されます。

(6) 指導者

指導者には、中学生のクラブ活動としてふさわしい専門性や資質・能力が求められます。

また、各団体の指導者には、技術指導力のみならず、良好な関係を築くためのコミュニケーション能力や、参加者の意見を引き出しつつ合意形成を図るファシリテーション能力など、指導者として必要な資質が求められます。

そのため、教育的意義や体罰などのハラスメント根絶などに関する研修の受講を義務づけることとし、適切な指導ができるよう体制を構築していきます。また、指導の質の確保のため、外部機関による指導者養成制度の構築も検討していきます。

さらに、教員等が地域クラブ活動の指導者を希望する場合、各校長への相談を経て、教育委員会に兼職兼業許可を申請し、報酬を得ながら指導できるよう仕組みを整えます。

(7) 事故防止や緊急時の連絡体制

運営主体には、事故防止に向けた安全対策や健康面の配慮を求めます。

また、緊急時には保護者や行政等への速やかな連絡の徹底を求めます。

(8) 運営経費

区から運営主体に対して、運営費の支援を行います。

また、地域クラブ活動の参加者は、活動参加にあたって、会費を負担することとします。運営主体は、参加者から徴収した会費について、運営費の一部に充当とします。なお、会費は、可能な限り低廉な会費の設定に努めます。

将来にわたる持続可能な活動に向けては、公費や参加費以外の財源確保も課題となってきます。そのため、区では、企業等からの寄付等の活用体制の整備なども検討していきます。

(9) 保険の加入

地域クラブ活動は学校外の活動となるため、学校部活動では対象となる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用外となります。

そのため、運営主体は、指導者や参加する生徒等に対して、ケガや事故等を補償する保険や、個人賠償責任に加入することとします。

(10) 関係者との関係構築

部活動の実施にあたっては、学校・家庭・地域の相互連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていく必要があります。区は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について、学校等を通じて生徒や保護者に周知するなど、生徒が自分にふさわしい活動を選べるようにします。また、関係する団体と定期的に情報共有・連絡調整を行う機会を設定します。

運営主体は、年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表することとします。

5. 今後のスケジュール

部活動地域展開等の取組として、まずは、休日の活動を中心とした地域クラブ活動を新たに導入します。

令和7(2025)年度に運動部1部活動及び文化部1部活動を設置し、令和8(2026)年度以降は、順次運動部1部活動及び文化部1部活動ずつ設置します。

また、部活動指導員、部活動指導補助員の拡充及び合同部活動の充実についても、推進してまいります。

部活動改革～当面の目標～

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
部活動指導員		2名拡充 累計18名	2名拡充 累計20名	拡充	拡充	拡充
部活動指導補助員		拡充	拡充	拡充	拡充	拡充
合同部活動		推進	1部活動 実施	推進	1部活動 実施	推進
地域 クラブ 活動	運動部	1部活動 設置	1部活動 拡充	1部活動 拡充	1部活動 拡充	1部活動 拡充
	文化部	1部活動 設置	1部活動 拡充	1部活動 拡充	1部活動 拡充	1部活動 拡充
	累 計	2部活動	4部活動	6部活動	8部活動	10部活動

参考資料

1. 検討会議

「北区教育ビジョン2024」の重点事業に、「中学校部活動の地域連携の推進」を掲げ、中学校の部活動について、生徒の多様なニーズに対応した「スポーツ・文化芸術活動の機会確保」に向けて、検討を進めてまいりました。

令和6年6月に「北区立中学校部活動地域連携検討会議」を設置し、持続可能な部活動環境の構築に向けた課題を整理するとともに、対応すべき方策をとりまとめました。

〈北区立中学校部活動地域連携検討会議 委員名簿〉

役職	氏名	所属・所属先役職等
会長	楠田 健太	東京藝術大学 演奏藝術センター 准教授
副会長	谷塚 哲	東洋大学 健康スポーツ科学部スポーツ科学科 講師
委員	名取 秀康	中学校長会 代表（稲付中）
委員	宮澤 伸次	中学校体育協会 理事長（飛鳥中）
委員	田草川 昭夫	東京都北区体育協会 専務理事
委員	神原 清	スポーツ推進委員 王子地区会長
委員	遠藤 ひでみ	北区文化振興財団 事務局長
委員	伊藤 雅規	北区立中学校PTA連合会 会長
委員	太田 和哉	東京ヴェルディ株式会社 女子事業推進部ディレクター
委員	常田 幸良	城北信用金庫 コミュニケーション開発事業部 スポーツディレクター / 城北アスリートクラブ
委員	伊澤 玲	Palette Works LLC代表

〈開催経過〉

	開催日	検討内容
第1回	令和6年6月27日	委員の選任 推進計画について アンケート（児童・生徒・保護者・教員）の内容について
第2回	8月22日	計画策定の基本的方向について アンケート（児童・生徒・保護者・教員）の結果について
第3回	10月31日	推進計画（案）について
第4回	令和7年2月27日	推進計画の策定について

〈北区立中学校部活動地域連携検討会議設置要綱〉

6 北教教政第 1 1 2 6 号

令和 6 年 4 月 2 4 日教育長決裁

（設置）

第 1 条 北区立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）が実施する部活動（以下「部活動」という。）の地域連携を推進することにより、生徒の多様なニーズに合ったスポーツ又は文化芸術活動の機会を確保し、部活動の質を向上させるとともに、部活動に伴う教員の負担軽減を図ることを目的として、持続可能な部活動の実現に向けた諸課題の整理及びその対応策について助言を得るため、北区立中学校部活動地域連携検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会議は、次の事項を行う。

- （１）部活動の地域連携に関する推進計画（以下「推進計画」という。）の策定における検討の方向性に係る助言及び提案に関すること。
- （２）その他区立中学校部活動の地域連携に関し教育委員会が必要と認める事項。

（構成）

第 3 条 検討会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （１）学識経験者 2 名以内
- （２）学校部活動に関して知見を有する者 2 名以内
- （３）スポーツ団体の代表者 2 名以内
- （４）文化、芸術団体の代表者 2 名以内
- （５）その他教育長が適当と認めた者 4 名以内

2 前項の委員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進計画策定の日までとする。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 検討会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

- 2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員（会長である委員を除く。以下同じ。）は、委員が指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 7 検討会議は原則公開とする。ただし、会長が認めた場合は非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、教育振興部教育政策課とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、推進計画策定の日限り、失効する。

付 則（令和6年6月5日付6北教教政第1311号教育長決裁）

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

2. 事務局

北区の部活動地域展開等を担当する部署は、以下のとおりです。

部 局	所 属	役 割
教育委員会事務局 教育振興部	教育政策課 (TEL 03-3908-9279)	・ 推進計画の策定
	学校支援課学校支援係 (TEL 03-3908-9293)	・ 部活動指導補助員
	生涯学習・学校地域連携課 (TEL 03-3908-9323)	・ 地域主体の部活動 (地域クラブ活動) ・ 協議会の開催
	教育指導課指導係 (TEL 03-3908-9287)	・ 学校主体の部活動 ・ 部活動指導員

(画像提供)

- ・ photo AC
- ・ ソコスト

北区立中学校部活動地域展開等推進計画

刊行物登録番号

6 - 1 - 1 2 5

発行年月：令和 7 年（2025 年）3 月

発 行：東京都北区教育委員会

編 集：東京都北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課

〒114-8546 東京都北区滝野川二丁目 52 番 10 号

電話：03（3908）9279